

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

役場税務課ではこの期間中、土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧します。

この縦覧は、納税者が自己所有の土地・家屋の価格と近隣の土地・家屋の価格を比較して、自己所有の土地・家屋の評価が適正かどうかを確認することができるものです。

○縦覧期間

令和3年4月1日（木）から令和3年8月31日（火）まで

※午前8時30分～午後5時15分。土・日・祝日のぞく

○縦覧できる人

- ▶ 町内に所在する土地や家屋の固定資産税の納税者
- ▶ 納税者と同居の親族（確認が必要）
- ▶ 代理人（納税者からの委任状が必要）
- ▶ 納税管理人（納税通知書や課税明細書の提示が必要）

※いずれの場合も納税者所有の土地や家屋が免税点未満の場合は縦覧できません。

○縦覧場所

美波町役場本庁税務課 及び 美波町役場由岐支所

○ご注意点

- ▶ 手数料は無料です
- ▶ コピー不可となります
- ▶ 特定の土地の評価額を知りたい、特定の個人が新築した家屋の評価額を知りたいなど、趣旨に逸脱することが明らかな申請は不可となります。

固定資産税課税台帳の閲覧について

自己資産について記載された部分を1年中確認することができるとともに、借地人・借家人についても使用または収益の対象としている部分について閲覧できます。

ご自分の所有している土地・家屋、償却資産などの登録事項に誤りがないかどうかを確認してください。

○閲覧期間

1年中 ※午前8時30分～午後5時15分まで 土・日・祝日及び年末年始除く

○閲覧できる人

- ▶ 納税者
- ▶ 納税者と同居の親族（確認が必要）
- ▶ 借地人、借家人
- ▶ 代理人（納税者からの委任状が必要）

○閲覧場所

美波町役場本庁税務課 及び 美波町役場由岐支所

○手数料

300円

【お問い合わせ】 役場税務課（固定資産税・町県民税・軽自動車税・国民健康保険税） ☎ 77 - 3615